

知事意見への反映状況

知事意見	審議会	市町村 ※注1	県民等
<p>1 全般的事項 適切な環境管理を行うことを目的に各種調査が行われているが、その調査結果の説明が基準値（環境基準等）を下回っていることのみで終わっているものがあり、これでは環境保全措置の効果や環境影響の程度、異常の兆候の有無がわからない。 よって、事業着手前の調査・予測結果と事業着手後の調査結果との比較や、調査結果の経年変化を踏まえ、環境保全措置の効果や異常な兆候の有無を明らかにし、それらを年次報告書及び中間報告書（以下「報告書」という。）に記載すること。</p>	○		
<p>2 水質 排水処理をしていることをもって河川・水底への影響が生じないとし、モニタリングが行なわれていないが、排水先の河床に析出物が見られた場所があったので、モニタリングを実施するとともに、定期的な施設の点検を検討すること。 また、これらの検討内容は報告書に記載すること。</p>	○		
<p>3 水資源 湧水量及び河川流量の事後調査及びモニタリングが月1回の頻度で行われている。しかし、天候等による欠測があることに加え、調査結果に及ぼす降雨の影響が大きいと、現在の調査頻度では、工事影響の早期把握や工事影響の定量的な評価はできないと考えられる。このことから、影響を受ける可能性が高い河川（例えば沢涸れが懸念される小河川、工事箇所に近い河川等）において、調査回数を増やすこと。 その上で、影響を受ける可能性が高い河川を中心に、時系列分析や回帰分析といった統計的分析を用いて流量の減少傾向の有無を明らかにし、分析結果を報告書に記載すること。 なお、減少傾向が見られた場合は、例えば降雨量との相関関係、工事箇所との位置関係、工事の内容、影響が見られた箇所の近隣の調査結果等といった根拠を示しながら、科学的（できる限り定量的）に工事による影響の有無及び程度を明らかにすること。 また、仮に現在の調査頻度で河川流量の変動傾向を十分に把握できるとして調査回数を増やさない場合であっても、調査地点ごとの流量の減少傾向の有無及び工事の影響の有無について、科学的な分析を踏まえ、現在の調査で十分であることを説明すること。</p>	○		○
<p>4 植物 植物の移植方法や移植の成否判断等について、専門家から受けた助言の内容及び反映状況に係る記載が不十分であるため、詳細に報告書に記載すること。</p>	○		
<p>5 植物 移植は、自生地と類似の環境に移植すれば良いのではなく、より理想的な生育環境へ移植すべきである。移植先の検討においては、出来る限り試験を行い、移植の適否を定量的に評価すること。加えて報告書には、移植の成否と、成功していなかった場合は移植方法の見直し等の環境保全措置の再検討を行い、報告書に記載すること。 また、事業実施中に新たに発見した希少種については、発見場所、発見の経緯、追加の環境保全措置等を報告書に記載すること。</p>	○		
<p>6 動物 環境保全措置として生息環境の維持（メンテナンス）を行っている昆虫類については、メンテナンス前後の生息数を比較することにより環境保全措置の効果を検証し、その内容を報告書に記載すること。</p>	○		
<p>7 動物 高下地区におけるミゾゴイのさえぎり回数調査結果では、全体として工事区域付近で回数の減少、離れた場所で増加の傾向が見られる。 このことから、工事や構造物の出現などがミゾゴイに及ぼした影響について、メッシュごとのさえぎり回数や巣の個数の推移に、工事区域との距離及び地形等も考慮して、科学的かつ定量的に評価し、わかりやすく報告書に記載すること。 その際、例えばミゾゴイの生息環境に係る「HS Iモデル」を必要に応じて構築することで、工事がミゾゴイの生息環境に及ぼす影響を予測し評価すること。なお、HS Iモデルを用いる場合は、メッシュによる評価は構築したHS Iモデルにあわせてより小さくするなど、適正なメッシュサイズとすること。</p>	○		
<p>8 動物 クマタカについては、工事前から直近までの調査結果を踏まえつつ、高利用域等も考慮のうえ科学的に工事の影響の有無を評価し、報告書に記載すること。</p>	○		
<p>9 動物 事業着手後に確認したイヌワシ（早川町地区ペア）については、採餌エリアが事業実施区域に含まれている可能性があることから、例えば明かり区間におけるパードストライクなど、事業実施に伴う影響を予測し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。 また、予測結果等については報告書に記載すること。</p>	○		
<p>10 生態系 生態系への影響の評価について、動植物の評価と同じく個々の動植物に対する評価で終わっており、生態系への影響評価になっていないため、他の生物種との相互作用という視点で生態系の注目種等の生息環境の変化（餌量や可住面積の増減）を事業実施前後で定量的に比較することにより、生態系への影響の程度を評価すること。その結果は、わかりやすく報告書に記載すること。</p>	○		

知事意見への反映状況

知事意見	審議会	市町村 ※注1	県民等
1 1 景観 施設周辺では、事業者以外による送電施設（鉄塔）の建設などの開発も行われ、工事着手前から周辺環境が変化している。よって、景観については、周辺環境の変化も踏まえ、景観への十分な環境配慮が行われているか評価を行うこと。 なお、景観の評価にあたっては、各眺望点からの見え方について、周辺との調和も踏まえて分析・考察を行い、その全ての内容を報告書に記載すること。	○		
1 2 景観 保守基地や高架橋等に係る景観について、場所ごとに、構造やその他検討に用いた資料、写真等を示しながら、環境保全措置の検討内容及び実施状況を示すこと。	○		○
1 3 景観 実験線では、風雨等による経年変化によって、高架橋の景観への配慮の効果が適切に維持されていない可能性がある。このことを踏まえ、本事業の高架橋に対する追加の環境保全措置としての保守点検等の必要性について検討すること。 また、追加の環境保全措置は、有識者から意見を聞いたうえで検討すること。	○		
1 4 発生土 新たに区分土の仮置き場を設置する場合は、設置前に地下水だけでなく土壌の調査を行い、仮置き場供用後に土壌への影響の有無を評価できるようにすること。	○		
1 5 発生土 発生土置き場は住民の関心も高いため、以下の点を踏まえ、ホームページによる更なる情報公開を図るとともに、報告書にも記載すること。 ①仮置き場を含む全ての発生土置き場について、より詳細な状況（※）を公表するとともに、変化があり次第、適宜、最新の情報に更新すること。 ※面積、量、質、写真、保管期間、仮置き場の場合は搬入・搬出の記録、搬出予定、各種環境影響等 ②発生土搬出後も①の情報の公開は継続すること。 ③ホームページでの公表は、一般の方により分かりやすく、より情報にたどり着きやすくなるよう、ホームページのデザイン・サイト構成を工夫すること。	○		○
1 6 発生土 高下保守基地・変電所は、要対策土を含む発生土で造成が行われることから、遮水工の健全性を確認するため、造成後も定期的な水質のモニタリングを行うこと。 また、その結果については、ホームページ内の発生土置き場の情報が掲載されたページと同一ページ内にてわかりやすく公表すること。	○		
1 7 その他 今回の中間報告書手続において、県民から工事計画や補償等に係る意見、関係市町の長や住民から、工事計画や補償について説明を求める意見、適切な事後調査やモニタリング、発生土管理を求める意見があったことから、計画及び事後調査等の結果について、正確で十分な情報提供を行うこと。 また、住民説明の実施状況（開催日、対象、開催場所、内容、参加人数等）と、地域からの要望の概要及びその対応状況（対応しなかったものを含む）を報告書に記載すること。	事務局	○	○
知事意見に対する見解は、県に報告するとともに事業者ホームページで公表すること。	事務局		

※注1：山梨県環境影響評価条例第42条第2項の規定による市町村長の意見